

禁煙外来治療費助成のご案内

大府市では、喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちの実現を目指し、禁煙にチャレンジする市民を応援するため、公的医療保険の適用を受ける禁煙外来治療にかかった費用の一部を助成します！

●対象者（以下の条件に全て該当する方）

- ・禁煙外来治療の開始から助成金の請求時までの間、市内に居住する大府市民の方
- ・禁煙外来治療の開始時に20歳以上である方
- ・ニコチン依存症と診断され、公的医療保険の適用を受ける禁煙外来治療の過程（原則12週間で5回）を完了し、自己負担額を支払った方（平成31年4月以降に治療を開始した方に限る）
- ・大府市税を滞納していない方
- ・他の医療費助成制度や加入する健康保険組合などから、同種の助成や給付を受けていない方



大府市公式マスコットキャラクター
「おぶちゃん」

●助成額

禁煙外来治療に要した経費（薬剤費を含む）の2分の1（上限1万円）

※100円未満は切り捨て

※助成を受けられるのは、1人につき1回限りとなります。

●助成方法

禁煙外来治療終了後、60日以内に、以下の書類等をそろえて健康増進課（保健センター）へご申請ください。審査後、請求書に記載された口座へ助成金を振り込みます。

【必要書類】

- ① 大府市禁煙外来治療費助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 禁煙外来治療に要した医療費や薬剤費が確認できる領収書及び明細書の原本
- ③ 禁煙宣言書（第2号様式）
- ④ 申請者本人名義の口座の確認できる通帳等及び認印

※所定の様式は大府市ホームページからダウンロード可能です。

【助成金の申請・お問い合わせ先】

大府市健康増進課（保健センター） 〒474-0035 大府市江端町四丁目2番地
TEL：0562-47-8000 / FAX：0562-48-6667 / E-mail：hkn-c@city.obu.lg.jp

●申請にあたっての注意事項

- ・公的医療保険の適用を受けられる禁煙外来治療の対象となるかどうかは、医師の判断となります。また、禁煙外来治療に公的医療保険が適用できない医療機関もあります。禁煙外来治療の詳細については、事前にかかりつけ医や治療を希望する医療機関へお問い合わせください。
- ・禁煙外来治療の過程を完了していない方（受診回数が5回未満の方など）や、公的医療保険の適用を受けず自由診療で治療された方は、対象となりません。
- ・禁煙外来治療以外の治療費は、助成対象経費として認められません（申請書の支払額の欄には、当該金額を除いた金額をご記入ください）。
- ・医療費控除の手続きなどで領収書や明細書の原本の返却を希望される方は、申請時にその旨をお知らせください（医療費助成済の印を押したものをご返却します）。
- ・禁煙外来治療の終了から一定期間が経過した後の禁煙の状況に関して、アンケートのご協力をお願いすることがあります。
- ・この助成事業は、2021年度（新元号3年度）末で終了する予定です（2022年（新元号4年）3月31日までに、所定の治療を完了し申請書を提出した方まで対象となります）。

●禁煙外来のある市内の医療機関

2019年3月1日時点

医療機関名	住所	電話番号	事前予約
いまむらクリニック	共和町七丁目68-3	45-5565	要
いみずクリニック	長根町一丁目83-3	47-0132	要
大府あおぞら有床クリニック	吉田町半ノ木45-1	85-1510	不要
おくむら内科眼科クリニック	森岡町五丁目11	48-0123	不要
共和病院	梶田町二丁目123	46-2222	要
児玉クリニック	若草町二丁目102	48-8567	要
順和クリニック	東新町三丁目1-2	46-5677	不要
早川クリニック	東新町二丁目140 2階	47-0993	要
柊ヒルズ内科クリニック	柊山町七丁目50	44-8188	要
平野内科	月見町三丁目129	46-0030	不要
やすい内科	桜木町二丁目192	44-6521	不要

※市外の医療機関でも、公的医療保険が適用される禁煙外来治療を受けられる医療機関であれば、助成金の対象となります。